

本市（上下水道局を含む。）発注工事における技術者の適正配置について

2022年（令和4年）12月16日

本市（上下水道局を含む。）では、建設工事の適正な施工を確保するため、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専任補助者の配置について、2023年（令和5年）1月1日（改正建設業法施行令の施行日）以降については、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 主任技術者又は監理技術者の専任配置を必要とする工事

(1) 主任技術者を専任配置しなければならない工事の請負代金について

請負代金の額が、次の金額となる工事を請け負うときは、工事の種類に応じ、必要な資格を有する主任技術者の専任配置が必要となります。下請負をする場合も同様です。

4,000万円以上（建築一式工事の場合は、8,000万円以上）

なお、入札公告で、本市（上下水道局を含む。）が専任配置を求めた工事については、請負代金の額にかかわらず専任配置が必要です。

(2) 監理技術者を専任配置しなければならない工事について

ア 本市（上下水道局を含む。）から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、1次下請に係る下請契約の総額が次に掲げる金額の場合は、監理技術者を専任配置しなければなりません。

4,500万円以上（建築一式工事の場合は、7,000万円以上）

イ 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければなりません（建設業法第26条）。

主任技術者又は監理技術者の専任配置を必要とする工事

1次下請に係る下請契約の総額	建設業の許可	技術者
4,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）	特定建設業又は一般建設業	主任技術者
4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）	特定建設業	監理技術者

(3) 主任技術者又は監理技術者の雇用関係について

本市（上下水道局を含む。）が発注する工事を受注しようとするときは、「開札日の前日又は見積書の提出日」において、配置予定の主任技術者又は監理技術者と所属する会社との間で、次の2つの要件が満たされる必要があります（建設業法第26条）。

ア 直接的な雇用関係にあること（雇用に関する一定の権利義務関係が存在するこ

と。)

イ 恒常的な雇用関係にあること（開札日の前日又は見積書の提出日以前に、3か月以上の雇用関係があること。)

(4) 主任技術者又は監理技術者の入札参加資格について

主任技術者又は監理技術者の専任配置を必要とする工事については、「開札日の前日」において、別工事の主任技術者又は監理技術者として配置されていないこと（別工事に配置されている場合は、開札日の前日までに別工事の完成検査が完了していること）を入札参加資格とします。（ただし、契約の締結に議会の議決を要する案件について、入札参加時に専任で配置予定の監理技術者を2人又は3人とする場合は、契約締結の議決日の前日において、1人を必ず特定することを入札参加資格とします。）

なお、営業所に置かれている専任技術者（以下「営業所専任技術者」という。）は、専任を求める工事の主任技術者又は監理技術者になることはできません（建設業法第15条第2項）。

(5) 専任で配置する主任技術者の別工事との兼務について

別工事との兼務はできませんが、次のものについては認めます。（建設業法施行令第27条第2項）なお、各工事の特記仕様書において、「建設業法施行令第27条第2項の規定にかかわらず、他の工事との兼務を認めないものとする。」という記載がある場合、兼務は認めません。

専任で配置する工事のうち、密接な関係（※1）のある同種類の2件の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（※2）において施工する場合は、同一の主任技術者がこれら2件の工事を管理することができます。ただし、監理技術者の場合は認められません。

※1 「密接な関係」とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や、工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいいます。

※2 「近接した場所」とは、工事現場の相互の間隔が10Km程度をいいます。

(6) 現場代理人との兼務について

専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、同一工事の現場代理人を兼務することができますが、別工事の現場代理人となることはできません。

2 特例監理技術者及び監理技術者補佐について

(1) 特例監理技術者の配置について

特例監理技術者を配置する場合は、次のア～クの要件を全て満たす必要があります。

ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監

理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までとする。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、福山市域内の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(2) 入札における取扱いについて

特例監理技術者として従事した工事の経験については、入札参加資格要件における技術者の実績として認めますが、監理技術者補佐として従事した工事の経験については、認めません。

(3) 同一工事の現場代理人との兼務について

特例監理技術者については兼務を認めませんが、監理技術者補佐は兼務を認めます。

3 専任補助者について

(1) 専任補助者の配置について

専任補助者とは、若手技術者の育成及び技術力向上の観点から、監理技術者を専任で補助する経験等豊富な技術者のことです。監理技術者のほかに専任補助者1名の配置を認めます。この場合、両者とも技術者の資格要件を満たす者でなければなりません。入札公告における技術者としての施工実績については、専任補助者のみが満たすことで足るものとしします。

(2) 入札における取扱いについて

専任補助者として従事した工事の経験については、入札参加資格要件における技術者の実績として認めません。

(3) 専任補助者の兼務について

専任配置することとなるため、当該工事の現場代理人との兼務のみ認めます。

4 主任技術者の専任配置を必要としない工事

(1) 主任技術者の専任配置を必要としない工事の請負代金について

請負代金の額が、次の金額となる工事を請け負うときは、工事の種類に応じ、必要な資格を有する主任技術者の配置が必要となります。下請負をする場合も同様です。

4,000万円未満（建築一式工事の場合は、8,000万円未満）

なお、入札公告で、本市（上下水道局を含む。）が専任配置を求めた工事については、請負代金の額にかかわらず専任配置が必要です。

(2) 主任技術者の雇用関係

本市（上下水道局を含む。）が発注する工事を受注しようとするときは、「開札日の前日又は見積書の提出日」において、配置予定の主任技術者と所属する会社との間で、直接的な雇用関係が必要となります。

(3) 主任技術者の入札参加資格について

主任技術者は、元請・下請を問わず1件の請負代金の額が次の金額の場合、主任技術者として配置されている件数（以下「手持工事の件数」という。）が3件以内でなければなりません。（開札日の前日までに完成検査が完了した工事については、手持工事の件数に含めません。）

500万円以上4,000万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円以上8,000万円未満）
--

また、配置予定の主任技術者が営業所専任技術者であるときは、手持工事の件数と新たに配置を行う工事件数が合わせて2件以内でなければなりません。

(4) 主任技術者の兼務について

ア 専任配置を必要とする工事の主任技術者又は監理技術者として、すでに別工事に配置されている場合は、当該工事の主任技術者として配置できません。

イ 配置する主任技術者は、同一工事の現場代理人を兼務することができます。

5 災害復旧工事における主任技術者の兼務制限の緩和について

(1) 請負金額500万円以上4,000万円未満（建築一式工事の場合1,500万円以上8,000万円未満）の工事に配置される主任技術者

同一の主任技術者が兼務することができる件数から、災害復旧工事を除きます。

※ただし、入札公告で専任配置を求めた工事を除きます。

災害復旧工事以外の工事	3件以内
災害復旧工事	件数の制限なし

(2) 災害復旧工事を含んで、設計金額 4,000 万円以上(以下、建築一式工事の場合は「4,000 万円」を「8,000 万円」に読み替えます。)の工事に配置される主任技術者
下記のとおり兼務制限を緩和します。

災害復旧工事を含んで、 設計金額 4,000 万円以上の工事に 配置される主任技術者	密接な関係(※)があり、全ての工事箇所の間隔が 2.5 Km程度の公共工事に限り 5 件以内
--	---

- ※ 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む)をいいます。
- ※ 上記 5 (1)、(2)のいずれの場合でも、特記仕様書に兼務を認めない旨の記載がある場合、兼務は認めません。

【問い合わせ先】

〒720-8501
福山市東桜町 3 番 5 号
福山市建設局建設管理部建設政策課
(契約担当)
TEL 084 (928) 1076
FAX 084 (926) 9167
e-mail; keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

〒720-8526
福山市古野上町 1 5 番 25 号
福山市上下水道局経営管理部管財契約課
TEL 084 (928) 1503
FAX 084 (928) 1631
e-mail; kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp